

第6回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年8月23日（金）

2. 招集日時 午前8時45分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 3番 細谷地 司、 4番 内澤 初蔵

5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広

4番 太田 正、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男、 7番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

5番 寺澤 正幸

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

それではただいまより、第6回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午前8時45分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員、苅谷委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は9名の出席となっております。

なお、寺澤委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 3 番 細谷地司委員、4 番 内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

 議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。第 3 条の規定による許可申請について、3 件ございます。

 番号 1、大字〇〇第〇地割、田んぼ、1, 4 7 4 m²。こちらは、贈与による無償移転になります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇となります。現地確認につきましては、寺澤委員と内澤委員をお願いしてございます。

 番号 2、大字〇〇第〇地割、畑、7 4 1 m²。こちらは、売買による有償移転となります。金額は 1 0 万円となっております。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇の在住でございます。譲受人が〇〇〇〇。現地確認のほうは、太田委員、福田委員をお願いしてございます。

 番号 3、3 筆あります。大字〇〇第〇地割、全て田んぼになります。2. 3 9 m²、5 4 m²、1, 2 4 0 m²、合計で 1, 2 9 6. 3 9 m²となります。こちらは売買による移転となりまして、対価は 3 筆合計で 1 0 万円となっております。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。現地確認は、太田委員、福田委員をお願いしてございます。なお、番号 3 ですが、昨年、農地等の現状変更届という形で、現在盛土と言いますか、農地の地面の嵩上げをするというで届出が出ている所となります。1 年という事での提出だったのですが、今現在まだ完了届は出ていません。お話を聞いたところ、もう少しかかるので延長をしたいという申し出が現在ございます。そういった中での提出がございましたので、併せてご審議をお願いしたいと思います。

 以上の 3 件となります。

議 長 ただいま説明申し上げたとおりです。

 現地調査については、番号 1 については寺澤委員と内澤委員に、番号 2 と 3 については太田委員と福田委員にそれぞれ依頼しておりますのでご報告願います。

内澤委員 番号1ですが、私と寺澤委員と事務局とで19日に現地確認をしてまいりました。本日、寺澤推進委員が欠席ですので、私のほうから現地確認の報告をしますのでよろしくお願いします。この案件は〇〇〇〇さん、〇〇地区ですが高齢により農業が継続、存続できないということで、町内の〇〇地区に嫁いだ娘さんに贈与する案件であります。位置と周囲の状況ですが、減反事業で〇〇地区の田んぼのほぼ中央にある、四方が田んぼに囲まれている場所です。現在は〇〇区内の農家に貸しております。周囲農地への支障はなく、許可相当であると考えます。

議 長 それでは2番と3番を続けてお願いします。

太田委員 番号2ですけれども、〇〇公民館から北東に100m位の所にある農地であり、周囲の状況は、東西南北ともに住宅密集地になっています。確認者の意見ですが、周囲の状況から農地は、位置的影響は無く問題ないと判断する。よって、許可相当であると考えました。

3番です。位置周囲の状況ですけど、〇〇地区の国道と国道の交差点から50mの位置にある農地である。北側は畑と〇〇〇〇、西側は〇〇学校、南側は〇〇と畑、東側は畑と田んぼになっています。確認者の意見ですけど、周囲の状況から農地は位置的影響には無く問題ないと判断しましたが、8月17日に福田委員と事務局と現地確認に行きましたけど、盛り土で嵩上げし整地になっていたのを確認してきました。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

西館委員 これは途中で一度、止めた所だったか。

事務局 それは八戸平原の施設があるほう。〇〇工場のある所というか。

事務局長 形状変更届の完了予定はいつ頃になるのか。

事務局 平成30年5月30日付で、現状変更届のほうを出していただきまして、1

年間の予定でいたのですが、日付は過ぎていまして、今の段階で形状変更は完了していないということです。それで延長の相談というか、そういう状況にあります。盛土を盛って、少しは高くなっているのですが、形状変更ですので最終的には農地の状態にして完了ということで確認しなければならないのですが、そこまでは今現在、まだ至っていないという状況です。

議 長 現状変更工事が終わった時点で許可するしかないのかなと思いますが。いかがですか。

事務局長 協議のポイントはそこだと思います。現状変更届が完了した時点で完了届が出されれば当然、また現地を確認する。その時点で農地として使用できるような変更、盛土が行われたかを確認しますので、この許可を出せるかどうかということ。

事務局 今出されている第3条の届け出は、隣り合った3筆、2㎡と54㎡と1, 240㎡は、道路から入ってきた部分で、今盛られているところです。それが〇〇さんの所有となっています。もう1件その奥側、まだ今は盛られていないは〇〇さんの所有で、どちらも同時に現状変更届が出されています、去年の5月30日付で。手前の〇〇さんの部分が盛られている状態、奥の〇〇さんの部分が今はまだそのままという状況で、どちらも1年間ということで現状変更届は出されていますが、この前見てきましたが奥のほうの農地はそのまま変わっていないというところです。現状変更届のことも併せてのお話になりますが、番号3で出てきた農地法第3条の許可申請については売買ということですが、現状変更届の期間を延長するということになれば、奥の田だけでなく、手前側も一緒に延長しなければならないと思います。奥のほうはまだ盛られていないのですが、こちらの所有者は別になります。

議 長 要は条件付きで許可できるかどうかということか。

事務局 今もまだ現状変更が完了してない段階で、農地法第3条での所有権の移転を許可するかということ。

議 長 現状変更が終了した時点で、確認をして、確認された場合は許可する、ということができるかどうか。

西館委員 工期の延長はずっと延長していてもいいのか。

事務局 4月1日から新しい要綱になっていて、そのなかでは、現状変更の期間は1年以内とするとういうことにはなっています。

西館委員 去年の6月からならば、1年を超しているでしょ。

事務局 はい、去年出された届出なので、その当時の要綱を適用していくということです。まず1年間ということで最初に出て、延長するとしてもどこまで認めるのか。まだ完了していない状況なので、延長したいという話があるという状況にありました。

西館委員 延長の期間も話があるのか。

事務局 どのくらいですかとは聞いたのですが、半年ぐらいのうちにはということでは聞いておりますが…。

議 長 それでは、第3条申請は出し直してもらうしかないのではないのでしょうか。とりあえず、延長申請してもらって、もう1回出し直してもらうしかない。

事務局長 農業委員会の意見として判断してもらえればと思っています。

西館委員 期限切れる前ならまだよかったと思うけど、切れてしまってからだから、新しくやらないとダメなのでは。

議 長 はっきり期限を切れるのであれば出してもらっていけば何とかなったかもしれないですが。期限が分からないのであれば、まずは延長が先ですかね。

笹山委員 延長して完成させるのが先。

議 長 そうなれば、第3条申請は出しなおしてもらうしかない。

事務局長 現状変更後に、その土地が農地としてできるような状態であるかを確認して完了届を受理する。それが終わってからであれば何も問題はないでしょうから。その辺を皆さん方で決めてもらえれば。

議 長 それでは、まず延長の申請を出してもらって、その後、もう一度第3条申請を出し直してもらう。そして、もう1回現地調査をして、認める。申し訳ありませんが、どちらにしてももう一回見てもらわなければならないです。

下谷地委員 延長するにしても期限は付けて、ということですよ。

議 長 申請する以上は期限をつけてもらわなければなりませんね。

事務局長 延長は。

西館委員 1年でないか。残土がないからといってずるずると伸ばされては。

事務局長 そうであれば、最初から変更でなくて転用をかけたうえで盛土をする考え方にしないと。町全体のことを考えれば同じようなケースが出てきた場合も考えられるので。

議 長 だらだらが可能になってしまう。

西館委員 初めから転用を申請するか。残土がないからというのが理由にされるから。もう一年もたっていることだし。

笹山委員 そうでなければ、いつまでああやっているのだということにもなる。どういった経緯で、いきなり売るということにもなったのか。

事務局長 やり方とすれば、先に第3条申請で所有権移転をしてから、現状変更届を出すのであればよかったと思うが。たまたま分けて出して…。

西館委員 期間が見込めないのであれば転用届を出してもらったほうがいいのではないかな。また残土がないからといって延長されるよりは。

事務局長 現状変更届で手を付けてしまっているから、今はそちらを先に完結してもらうしかないと思います。

議 長 期限も過ぎてるのだし。

事務局長 3カ月近く過ぎています。やっぱり期限が過ぎているものを、現状変更届の延長もしない中で第3条の許可を出すというのは。

西館委員 うまくないと思う。

議 長 当事者にそのことを説明してもらおう。

事務局長 ○○業者が施工をおこなっているので、業者も含めて。

議 長 現時点で委員会としては通せない。もう一回出してもらうことで。それでは、1番と2番については原案のとおり決定することにします。3番については、当事者と事務局とで話をしたうえで、良い方法を考えてもらうということになります。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見に

ついて上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局

3ページになります。お手元に別紙の図面を配布させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。申請は2件ございます。

番号1、場所は、大字〇〇第〇地割、畑になります。面積は、11,934㎡のうちの314.5㎡になります。使用貸借ということで、貸付人のほうが〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇株式会社になります。

こちらは、携帯電話基地局の鉄塔建設のための工事車両等の通路、資材置場、及び作業スペース等の一時転用となります。申し訳ありませんが備考欄に記入を忘れましたので、一時転用ということで加筆のほうをお願いします。こちらは農振農用地域内なのですが、電気通信事業者の事業ということでの提出でございます。農地区分としては第2種農地に該当するということで、転用理由の欄ですけど、先ほど申し上げたように携帯電話基地局のための一時転用。計画の内容ですが、資材置場が12.2㎡、作業スペース302.3㎡を計画しております。工事費等は自己資金で60万円。残高証明を計画書のほうに添付いただき事務局で確認しております。現地確認のほうは、間賀委員、畑林委員にお願いしてございます。4ページのほうに位置図をつけてございますが、町営牧野の近くになります。右側の図面ですが、申請位置が中央部にありまして、その中の一部色が黒く塗られている部分が今回の当該部分となります。もう一枚の資料が拡大図となっていますので併せてご覧ください。

番号2になります。場所は、大字〇〇第〇地割〇の畑が605㎡、同じく〇ー〇も畑で1,287㎡、合計で1,892㎡になります。こちらは、賃貸借によるもので、貸付人が〇〇〇〇、借受人が株式会社〇〇〇〇、〇〇の会社になります。太陽光発電パネルの設置の転用となります。こちらは、農振農用地区域外で、第2種農地と判断しております。事業計画ですけれど、太陽光パネルが270枚の設置、所要面積で428.68㎡、その他は、管理用通路で1463.32㎡になります。事業費については、自己資金で1,380万円を計画しております。こちらの資金は、残高証明により事務局で確認しております。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。5ページが位置図になってございます。〇〇地区で、当該地が右側に黒く囲んだ部分になります。ただ今お配りした資料が、パネルの配置図面となります。

以上の2件について、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただ今、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は間賀委員と畑林委員に、番号2は増尾委員と細谷地委員に、それぞれ依頼しておりますので報告願います。

間賀委員

番号1ですが、現地確認は私と畑林委員と事務局と3人で確認にあたりました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内、国道から林道を南方へ、直線上ですが、約2kmのところにあります。周囲の状況は、図面を見ても分かるよう

に、東西南北四方が山林となっております。北側には〇〇が位置しております。確認者の意見としては、転用する土地は、牧草地の町道に面した一角で、事業の内容からも面積は必要最小限であると思います。申請人の実績もあり、転用行為の妨げとなるものもなく、周辺には農地もなく四方が山林の為、被害の心配もないと見込まれます。事業完了後、速やかに原状回復を行う計画であり、復元の確実性もあるものと見込まれます。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

増尾委員 番号2、確認は19日に私と細谷地司委員と事務局の3名で行っております。位置周囲の状況ですが、〇〇地区に該当いたしまして、国道と主要地方道が交差する場所からおおよそ200mの所にあります。周囲の状況は、西側は本人の畑3,000㎡ほどございます。北側は山林になっており、東側は住宅地と、南側は本人の宅地と町道となっています。確認者の意見ですが、申請地は本人所有の畑、だいたい5,000㎡ほどあります。南北に2分割をして転用する計画となっております。全体的に北側の山林からの緩傾斜地となっております。隣接地も本人の畑が3,000㎡ほどございまして、周囲状況を見ても特段の問題はないと考えます。また事業完了後、原状回復を行う計画でありまして、よってこの申請は、許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の6ページと7ページになります。申請は、1件になります。こちら新規となっておりますが、その前には農地法第3条許可での貸借となっており、今回期限等もございまして基盤法での利用権貸借の設定ということになります。場所につきましては、読み上げさせていただきます。大字〇〇第〇地割の畑が2筆ございます。2,848㎡と1,130㎡。同じく第〇地割につきましては、田、683㎡。田で、1,087㎡。田で、1,093

m²。田で、4 8 7 m²。畑で、1, 5 4 0 m²。畑で、4 5 3 m²。畑で、1, 4 5 9 m²。畑で、2, 7 8 9 m²。田で、2, 3 4 1 m²。現況でいきまして畑、7, 1 7 6 m²。畑、6, 1 9 4 m²。畑、1, 1 8 7 m²。畑、1 4, 0 4 3 m²。第○地割の畑で、1, 4 3 9 m²。第○地割の田で、1, 9 4 4 m²。畑、1 5, 9 9 3 m²。合計で田んぼが6筆、7, 6 3 5 m²、畑が12筆で5 6, 2 5 1 m²。合計で6 3, 8 8 6 m²となります。利用権の設定につきましては、所有者の○○○○から、○○○○への利用権の使用貸借設定となります。こちらは、親子で10年間の設定を行うということでの申請となります。

訂正があります。7ページの右側に、利用目的に田とありますが、田と畑ということで追加をお願いします。また、使用貸借の期間を6ページと7ページともに「R 1. 8. 2 6～R 1 1. 8. 2 5」に訂正をお願いします。申し訳ございません。

議 長 ただ今、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業振興地域整備計画・農用地利用変更計画に対する意見について、上程いたします。朗読を兼ね説明します。

事務局 議案第4号は議案書の8ページと9ページになります。農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更について、町長より農業委員会のほうに事前協議ということであがってきた案件となります。箇所は6件となります。順番に読み上げさせていただきます。

番号1、大字○○第○地割、地目は田んぼ、5 1 9 m²となります。申請人が○○○○。用途は、道路の拡幅用地として農地、田んぼの一部を使用するという計画内容となります。備考欄ですが、農振農用地内から農振農用地区域外へ除外するという手続となります。これは、6件いずれも同様ですので割愛させていただきます。

番号2、大字○○第○地割、畑、1 5 3 m²となります。申請人は、○○○○。農地区分は第2種農地となります。こちらの計画は、自宅の住宅用地としての転用を計画しているという内容となっております。

番号3、大字○○第○地割、畑、3 3 2 m²となります。申請人は○○○○。農地区分は、第1種と判断してございます。こちら自宅の住宅用の建設という計画でございます。

番号4、大字○○第○地割の畑が2筆、1 4, 7 0 0 m²と1, 2 4 6 m²、合計で1 5, 9 4 6 m²となります。申請人は、株式会社○○○○。○○の会社

となります。農地区分は、第2種農地。用途は、鶏舎等ブロイラーの施設の建設を計画してございます。

番号5、大字〇〇第〇地割、畑、13,903㎡となります。申請人は〇〇〇〇株式会社。農地区分は、第2種農地。こちらの計画も、鶏舎等ブロイラーの施設の建設用地の建設と計画されております。

番号6、大字〇〇の6筆となります。場所は、記載のとおりとなります。田んぼが6筆で、合計で559㎡となります。申請人は、〇〇〇〇。メガソーラー施設の関連でこちらの会社のほうからの申請となります。田んぼの所有者は4名となっております。農地区分は、第2種農地。計画内容は、排水路の拡張用地として6筆の田んぼの部分を使用するという計画となっております。

以上、6件の計画となっておりますのでよろしくお願いします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1と番号2については増尾委員と細谷地委員に、番号3と番号5については木村委員と私が、番号4については間賀委員と畑林委員に、番号6については寺澤委員と内澤委員に、それぞれ依頼しておりますので、番号1から順にご報告願います。

増尾委員 番号1についてご報告申し上げます。

8月19日に、私と細谷地司委員と事務局と3名で現地確認を行ってございます。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で主要地方道から東方向に1.1kmくらいのところにあります。周囲の状況ですが、東西南北のほとんどが山林となっています。申請地を挟んで北側に田んぼがあり、現在、水稻が作付されております。南側も田んぼでございますが、現在休耕地となっております。確認者の意見ですが、所有者の田んぼが南北に位置してございまして、ちょうど半分に二分割する様な形で道路が通っているということで、道路の道幅が狭いために拡張する計画でございます。周囲の状況を見ても特段の問題はないものと考えます。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

番号2でございますが、19日、私と細谷地司委員と事務局とで現地確認を行ってございます。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で主要地方道の〇〇バス停から南西方向に280mぐらいの所でございます。周囲の状況は、西側は畑、北側は町道が通り畑と田が混在し、東側は畑、南側は山林となっています。確認者の意見ですが、申請地は、本人の宅地と隣接し、本人所有の畑を一般個人住宅建設用地とする計画ということで、周囲の状況をみても特段の問題はないと考えます。よってこの申請は許可相当であると考えます。

木村委員 番号3、8月19日に現地確認に、私と山田会長と事務局と3名で行ってきました。位置ですけど、〇〇地区内、国道の〇〇バス停前にありまして、北側が国道、西側が道路を挟み住宅、東南側は田んぼと畑になっています。譲

受人と譲渡人の関係は、譲受人は孫にあたります。これまで畑として利用して参りましたが、現在の自宅が手狭であるため、自宅の隣地に宅地として利用したいということです。宅地利用の土地も必要最小限であり、位置的に角地であり、日照不足等の周辺農地に影響はないと思われ、この申請は、許可相当であると考えます。

番号5、同じく19日に先ほどの3名で現地確認に行ってきました。位置ですけど、〇〇地区内、広域農道より〇〇の入口から北に500mくらいのところにあり、周囲の状況は四方を山林に囲まれています。譲渡人所有の土地は、四方を山林に囲まれ、色々作物を栽培してみたそうですが、野鳥や野生生物の被害等で生産性がないことと、労働力不足で平成28年頃より耕作を放棄していたそうです。譲受人は、ブロイラー鶏舎建設用地として取得することです。四方を山林に囲まれ、集落から離れ山間地につき、農作物、人畜等に被害はないと思われ、申請は許可相当であると考えます。

間賀委員 番号4、現地確認は、私と畑林委員と事務局と3名で確認しました。位置は、〇〇地区内で、国道から県道の約1kmのところにあります。周囲の状況は、東側は山林、西側も山林で、間に県道が通っております。南側は、申請者宅です。北側も同じく山林となっています。確認者の意見としては、転用する土地は、周囲に農地はなく山林に囲まれているので、転用により妨げとなるものもなく、事業の内容からも面積は必要最小限と思われまます。周辺への被害の心配ですが、整備計画予定地は、低い場所で、北側には雨水沈殿池、浄化水沈殿池、浄化槽等の対策がとられる見込みとなっています。よってこの申請は、計画内容に問題はないと思われまます。

内澤委員 番号6、確認日は19日、私と寺澤委員と事務局と行いました。この案件は、〇〇地区に太陽光発電の事業が計画になっております。その排水路に関わる田んぼを排水路に拡張工事するための転用、そういう案件になります。位置ですが、1と2番は〇〇〇〇から東側100mの所にあります。北側が水田、東側が宅地、西側が畑、南側が水路となっています。3、4、5番は、〇〇〇〇から北側200mくらいのところにあり、北側と南側が山林、西側と東側は宅地となっております。6番に関しましては、町道沿いの北側にあります。周囲は、北側が山林、西側と東側が水田、南側が町道を挟み〇〇川となっております。確認者の意見ですが、発電事業に伴う雨水排水量増加に対応する為に現況排水路の改修を計画するもので、農地の転用面積は必要最小限のものと考えまます。農地の分断など無く、周囲の影響もなく許可相当であると考えまます。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺ひまます。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号6について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号、農業振興地域整備計画・農用地利用変更計画については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、第6回軽米町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前9時40分 閉会)